

国見町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月5日

国見町長

村と利通

国見町条例第36号

国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

国見町税特別措置条例（昭和59年国見町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。